

## 公立大学法人宮城大学における校章等に関する規程

平成22年12月22日

規程第107号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）における校章、法人章及びロゴタイプ（以下「校章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (形状等)

第2条 校章等の形状、色彩、寸法の割合等は、別に定めるビジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル（以下「マニュアル」という。）によるのを原則とする。

### (校章等の使用)

第3条 法人の役員及び職員は、法人の業務の遂行に当たって、法人の校章等を使用することができる。

2 宮城大学（以下「本学」という。）の学生及び学生課外活動について別に承認を受けた団体は、その活動に当たり、本学の学生等であることを示すため、法人の校章等を使用することができる。

### (校章等の使用許可)

第4条 前条に定める者以外のものが、法人の校章等を使用しようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

2 前条に定める者が、同条に定める目的以外のものに法人の校章等を使用しようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

### (使用者の制限)

第5条 前2条の規定により、法人の校章等の使用を認められた者（以下「使用者」という。）以外の者は、法人の校章等を使用してはならない。

### (営利を目的するときの使用料)

第6条 使用者が、営利を目的として校章等を使用するときは、別に定めるところにより使用料を徴収することができる。

### (遵守事項)

第7条 使用者は、第4条の許可の条件その他この規程及びマニュアルを遵守しなければならない。

### (使用の取消等)

第8条 理事長は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより使用者に損害が生じた場合でも、法人はその責めを負わない。

## 第1編組織運営 校章等に関する規程

(事務)

第9条 法人の校章等の使用に関する事務は、事務局企画・入試課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、校章等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H22.12.22 第33回理事会)

この規程は、平成22年12月22日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.2.26 第78回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。